

法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について

●法人事業税の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税の概ね3分の1が法人事業税に還元されることに伴い、税率が改正されます。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度		
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	
所得・清算所得 [※] を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	適軽減税率 年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	4	4.365
		年800万円を超える所得	6.7	7.18	5.3	5.78	
		軽減税率不適用法人					
	清算所得 [※]	—	—	(5.3)	5.78		
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割	適軽減税率 年400万円以下の所得	3.4	3.65	2.7	2.95
年400万円を超える所得			4.6	4.93	3.6	3.93	
軽減税率不適用法人							
清算所得 [※]	—	—	(3.6)	3.93			
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.9	0.965	0.7	0.765	
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割	適軽減税率 年400万円以下の所得	(2.2)	2.39	(1.5)	1.69
			年400万円を超え年800万円以下の所得	(3.2)	3.475	(2.2)	2.475
		年800万円を超える所得	(4.3)	4.66	(2.9)	3.26	
		軽減税率不適用法人					
	清算所得 [※]	—	—	(2.9)	3.26		
付加価値割	—	0.504	—	0.504			
資本割	—	0.21	—	0.21			

※ 清算所得に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。
(注) ()内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

●地方法人特別税の税率の改正

課税標準	法人の種類	税率(%)	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	81
	外形標準課税法人	67.4	148
基準法人収入割額		43.2	81

●都民税法人税割の税率の改正

◆平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人税(国税)が創設されることに伴い、税率が引き下げられます。

区分	税率(%)			
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	12.9	16.3	17.3	20.7
	(道府県民税相当分3.2+市町村民税相当分9.7)	(道府県民税相当分4.2+市町村民税相当分12.1)	(道府県民税相当分5+市町村民税相当分12.3)	(道府県民税相当分6+市町村民税相当分14.7)
市町村に事務所等がある場合	3.2	4.2	5	6

詳細は、主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】 所管都税事務所の法人事業税係
主税局課税部法人課税指導課 03-5388-2963

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手掛かりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番へご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、走行中の車両・貯油施設・物流施設・工事現場等で燃料の採取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

不正軽油110番

ふせい なくそう

0120-231-793

24時間受付(フリーダイヤル)

FAX 03-5388-1309

Eメール S000106@section.metro.tokyo.jp

不正軽油に関する詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

主税局 不正軽油

検索



【お問い合わせ先】

東京都主税局課税部課税指導課

03-5388-2958

自動車税の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、10月3日(金)に「自動車税減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月31日(金)までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は平成27年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください



【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時から午後5時まで(土日・祝日、年末年始12/29~1/3を除く)